

環境会発第 2009021 号
令和 2 年 9 月 2 日

株式会社安藤・間
代表取締役社長 福富正人 殿

環境省大臣官房会計課長

企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底について（注意喚起）

標記については、平成 29 年、福島県田村市発注の除染工事において、作業員の宿泊費を水増し請求した疑いで東京地方検察庁が貴社社員を詐欺罪で在宅起訴したことを受け、貴社に対し、3か月の指名停止措置を講ずるとともに、平成 29 年 6 月 9 日付（環水大総発第 1706093 号）環境大臣通知、平成 29 年 10 月 4 日付（環循事発第 1710041 号）環境省環境再生・資源循環局長通知により、一般社団法人日本建設業連合会及び一般社団法人全国建設業協会宛、各会員企業の企業統治の強化及び法令遵守の徹底を改めて図るよう要請したところである。

しかしながら、今般、別紙に掲げる環境省発注の放射性物質汚染廃棄物関係工事において、受注者である貴社と下請け事業者との取引に関連し、貴社従業員から当該下請け企業への過大な原価を用いた発注、さらには、当該従業員が当該下請け企業から社会通念を逸脱する接待や現金の贈与を受けていた事案があったことが判明した。

こうした行為は、たとえ民間企業間の取引の中で生じたことであっても、福島環境再生事業全体に対する地域住民及び国民の不安や懸念を増幅させ、社会的信頼の失墜につながりかねないことから、環境省としては、極めて憂慮すべきものと受け止めている。

貴社におかれては、これまでの不適正な事案等を踏まえ、企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底に引き続き努めるとともに、下請け事業者への指導・監督体制、確認体制及び情報共有体制の再点検を実施し、今後、国民がいささかの疑念も抱くことのないよう徹底した再発防止策を講ずるよう注意喚起する。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 20 年 6 月 20 日環境会発第 080620003 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合においては、令和 2 年 9 月 16 日までに環境省大臣官房会計課にその旨を記載した書面を提出されたい。

【別紙】 環境省発注対象工事一覧

No	工事名
1	平成26年度東日本大震災により生じた対策地域内廃棄物の国直轄処理業務（浪江町請戸）における災害廃棄物仮置場整備工事
2	平成26年度東日本大震災により生じた対策地域内廃棄物の国直轄処理業務（浪江町棚塩）における片付けごみ等仮置場整備工事

環福地経発第 2009024 号
令和 2 年 9 月 2 日

株式会社安藤・間
代表取締役社長 福富正人 殿

福島地方環境事務所長

企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底について（注意喚起）

標記については、平成 29 年、福島県田村市発注の除染工事において、作業員の宿泊費を水増し請求した疑いで東京地方検察庁が貴社社員を詐欺罪で在宅起訴したことを受け、貴社に対し、3 か月の指名停止措置を講ずるとともに、平成 29 年 6 月 9 日付（環水大総発第 1706093 号）環境大臣通知、平成 29 年 10 月 4 日付（環循事発第 1710041 号）環境省環境再生・資源循環局長通知により、一般社団法人日本建設業連合会及び一般社団法人全国建設業協会宛、各会員企業の企業統治の強化及び法令遵守の徹底を改めて図るよう要請したところである。

しかしながら、今般、別紙に掲げる環境省発注の放射性物質汚染廃棄物関係工事等において、受注者である貴社と下請け事業者との取引に関連し、貴社従業員から当該下請け企業への過大な原価を用いた発注、さらには、当該従業員が当該下請け企業から社会通念を逸脱する接待や現金の贈与を受けていた事案があったことが判明した。

こうした行為は、たとえ民間企業間の取引の中で生じたことであっても、福島の環境再生事業全体に対する地域住民及び国民の不安や懸念を増幅させ、社会的信頼の失墜につながりかねないことから、環境省としては、極めて憂慮すべきものと受け止めている。

貴社におかれては、これまでの不適正な事案等を踏まえ、企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底に引き続き努めるとともに、下請け事業者への指導・監督体制、確認体制及び情報共有体制の再点検を実施し、今後、国民がいささかの疑念も抱くことのないよう徹底した再発防止策を講ずるよう注意喚起する。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 20 年 6 月 20 日環境会発第 080620003 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合においては、令和 2 年 9 月 16 日までに福島地方環境事務所経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

【別紙】 環境省福島地方環境事務所発注対象工事等一覧

No	工事等名
1	平成26年度東日本大震災により生じた対策地域内廃棄物の国直轄処理業務（双葉郡浪江町）における災害廃棄物収集・運搬・選別等業務
2	平成27年度東日本大震災により生じた対策地域内廃棄物の国直轄処理業務（双葉郡浪江町）における災害廃棄物収集・運搬・選別等業務
3	平成27年度（平成26年度繰越）浪江町請戸災害廃棄物等仮置場造成工事

環循事発第 2009021 号
令和 2 年 9 月 2 日

一般社団法人 日本建設業連合会
会長 山内 隆司 殿

環境省環境再生・資源循環局長 森山 誠二

今後の除染・中間貯蔵施設・放射性物質汚染廃棄物処理事業の適正な実施に向けた
企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底について（要請）

標記については、平成 29 年 6 月 9 日付（環水大総発第 1706093 号）環境大臣通知、平成 29 年 10 月 4 日付（環循事発第 1710041 号）環境省環境再生・資源循環局長通知により、各会員企業の企業統治の強化及び法令遵守の徹底を改めて図るよう要請したところで

す。
しかしながら、過去に環境省が発注した放射性物質汚染廃棄物関係工事等に関連する元請事業者と下請け事業者との取引において、元請け事業者従業員から当該下請け企業への過大な原価を用いた発注、さらには、当該従業員が当該下請け企業から社会通念を逸脱する接待や現金の贈与を受けていた事案があったことが判明しました。

こうした行為は、たとえ民間企業間の取引の中で生じたことであっても、福島環境再生事業全体に対する地域住民及び国民の不安・懸念を増幅させ、社会的信頼の失墜につながるものです。

貴団体におかれては、このような認識の下、会員企業の企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底を改めて図っていただくとともに、下請け事業者への指導・監督体制、確認体制及び情報共有体制の再点検を実施することなどに取り組んでいただくことについて、改めて要請します。

環循事発第 2009021 号
令和 2 年 9 月 2 日

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典 殿

環境省環境再生・資源循環局長 森山 誠二

今後の除染・中間貯蔵施設・放射性物質汚染廃棄物処理事業の適正な実施に向けた
企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底について（要請）

標記については、平成 29 年 6 月 9 日付（環水大総発第 1706093 号）環境大臣通知、平成 29 年 10 月 4 日付（環循事発第 1710041 号）環境省環境再生・資源循環局長通知により、各会員企業の企業統治の強化及び法令遵守の徹底を改めて図るよう要請したところであります。

しかしながら、過去に環境省が発注した放射性物質汚染廃棄物関係工事等に関連する元請事業者と下請け事業者との取引において、元請け事業者従業員から当該下請け企業への過大な原価を用いた発注、さらには、当該従業員が当該下請け企業から社会通念を逸脱する接待や現金の贈与を受けていた事案があったことが判明しました。

こうした行為は、たとえ民間企業間の取引の中で生じたことであっても、福島の実地再生事業全体に対する地域住民及び国民の不安・懸念を増幅させ、社会的信頼の失墜につながるものです。

貴団体におかれては、このような認識の下、会員企業の企業統治の強化及びコンプライアンスの徹底を改めて図っていただくとともに、下請け事業者への指導・監督体制、確認体制及び情報共有体制の再点検を実施することなどに取り組んでいただくことについて、改めて要請します。

令和2年9月2日

令和2年7月27日～29日の朝日新聞報道（環境省関連分）に関する調査結果 及びこれを踏まえた対応について

1. 元請け企業と下請け企業との取引について（調査結果）

- ① 以下の報告が、株式会社安藤・間（安藤ハザマ）よりあった。
 - ・2014年から2015年に環境省が発注し安藤ハザマが受注した汚染廃棄物関係工事5件が関連した安藤ハザマと下請け企業の取引に関し、2016年度の税務調査において、利益の過少申告（下請け企業への発注における原価の過大計上）が指摘され、安藤ハザマは修正申告のうえ追徴課税分を含め納付を行った。
 - ・また、社内調査により、安藤ハザマ従業員から当該下請け企業に対して過大な原価を用いた発注を行ったこと、安藤ハザマ従業員が当該下請け企業から現金の贈与や社会通念を逸脱する接待を受けていたことが確認され、関与した従業員は退職した。
 - ・但し、発注者である環境省との契約に基づく成果物や、発注者である環境省から安藤ハザマへの支払い等に関しては、不適正な事項はない。
- ② なお、当該事案に係る工事について、発注者である環境省と元請けである安藤ハザマとの契約においては、契約関係書類に基づいて所要の成果物が納められており、契約は適正に履行されている。また、現時点で関係者の法令違反容疑による逮捕や公訴の提起は確認されていない。
- ③ 上記の安藤ハザマ以外で聞き取りを行った2社より、環境省以外の主体（民間企業）が発注した復興関連の工事において、自社（元請け企業）従業員が発注先（下請け企業）から社会通念を逸脱する接待を受けた事案2件の報告があった。

2. 調査結果を踏まえた対応について

（1）個別事案への対応

環境省発注工事に関連し、下請け企業との取引の中で、従業員から下請企業への過大な原価を用いた発注や、従業員が当該下請企業から社会通念を逸脱する接待や現金の贈与を受けたことは、福島環境再生事業全体に対する信頼の失墜につながるものである。また、1.①、②の調査結果から、環境省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（以下、措置要領という。）における指名停止の措置要件に該当する事項は確認されていない。これらを踏まえ、安藤ハザマに対しては、措置要領における「指名停止に至らない事由に関する措置」として、文書により企業統治の強化やコンプライアンスの徹底を求める。

（2）関係業界団体への要請

環境省発注の福島環境再生事業に係る工事を受注している企業の従業員が、下請企業へ水増し発注を行う、下請企業から社会通念を逸脱する接待や贈与を受ける等の行為は、民間企業間の取引の中で生じたことであっても、福島環境再生事業全体に対する信頼の失墜につながるものであることから、建設業界団体に対して、改めて企業統治の強化やコンプライアンスの徹底を要請する。

【参考】

○工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（環境会第9号 平成13年1月6日）（抜粋）
（指名停止）

第1 部局長（環境省所管会計事務取扱規則（平成19年環境省訓令第4号。以下「規則」という。）第2条の部局長をいう。以下同じ。）は、有資格業者（工事競争参加有資格者名簿及び測量・建設コンサルタント等競争参加有資格者名簿に記載されている者をいう。以下同じ。）が別表1及び別表2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うことができるものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第10 部局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

別表1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（過失による粗雑工事） 2. 当該部局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「自発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内
3. 当該部局の管轄区域内における工事で前号に掲げるものの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。 （契約違反）	当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内
4. 第2号に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内

別表2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適正であると認められるとき。 17. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内 当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

○工事請負契約等に係る指名停止等措置要領の運用基準について(環境会発第080620002号平成20年6月20日)(抜粋)

7. 別表2関係

(7) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」(第16号関係)とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア. 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、当該部局が所管する区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ. 自発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合